

## 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

平 3 . 4 . 1 制定

平 12. 11. 30 一部改正

平 17. 6. 27 一部改正

平 19. 8. 28 一部改正

平 19. 10. 26 一部改正

平 24. 3. 14 一部改正

平 24. 11. 22 一部改正

平 26. 6. 4 一部改正

### (目 的)

第1条 この規則は会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、投資者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告等の表示 名称の如何を問わず、会員及びその従業員が金融先物取引業について行う、金融商品取引法（以下「法」という。）第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第72条に規定する広告類似行為（以下「広告等」という）により行う表示をいう。
- (2) 金融先物取引 定款第2条の2第1号に規定する金融先物取引をいう。
- (3) 取引所金融先物取引 定款第2条の2第2号に規定する取引所金融先物取引をいう。
- (4) 店頭金融先物取引 定款第2条の2第3号に規定する店頭金融先物取引をいう。
- (5) 海外金融先物取引 定款第2条の2第4号に規定する海外金融先物取引をいう。
- (6) 金融先物取引等 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為をいう。
  - ① 金融先物取引
  - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (7) 金融先物取引業 定款第2条の2第5号に規定する金融先物取引業をいう。
- (8) 景品類 「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号。以下「景表法」という。）第1項に規定する景品類をいう。

(通 則)

第3条 会員は、広告等の表示及び景品類の提供を行うにあたっては、投資者の保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持をはかるとともに、高度の倫理慣行を確立するよう努めなければならない。

第4条 削除

(禁止行為)

第5条 会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

- (1) 取引の信義則に反するもの
- (2) 会員としての品位をそこなうもの
- (3) 法その他の法令等に違反する表示のあるもの
- (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5) 会員間の公正な競争を妨げるもの
- (6) 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの
- (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 会員は、顧客に対して景品類の提供を行うにあたっては、景表法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示及び前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(社内管理体制の整備)

第6条 会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び審査記録の保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

(会員の内部審査等)

第7条 会員は、広告等の表示及び景品類の提供を行うときは、広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第5条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、特定投資家（法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対して行う広告等の表示を除く。

2 会員の広告審査担当者には、内部管理責任者等内部管理業務に従事する者を充てるものとする。

(広告等の表示及び景品類の提供に関する調査)

第 8 条 協会は、会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供について、必要と認めた場合は、会員に対して資料の提出及び内容の説明を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する資料の提出及び内容の説明を正当な理由なく拒んではならない。

(広告等の表示及び景品類の提供に関する指針)

第 9 条 本規則に定める事項のほか、会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し必要な事項は別途定める。

#### 附 則

この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平 12. 11. 30 一部改正)

この改正は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、第 2 条第 2 項。

#### 附 則 (平 17. 6. 27 一部改正)

この改正は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条を改正。
- (2) 第 2 条第 1 項本文を改正し、第 2 条第 1 項第 7 号を新設し、第 7 号を改正のうえ第 8 号とし、第 2 条第 2 項を改正。
- (3) 第 3 条及び第 4 条を改正。
- (4) 第 5 条第 1 項本文を改正し、第 5 条第 1 項第 1 号を改正。
- (5) 第 6 条を改正。
- (6) 第 7 条第 2 項を新設。
- (7) 別紙を別紙様式 1 に改正し、別紙様式 2 を新設。

#### 附 則 (平 19. 8. 28 一部改正)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 標題を改正。
- (2) 第 1 条を改正。
- (3) 第 2 条第 1 項柱書及び第 2 項を変更し、第 3 項を新設。
- (4) 第 3 条から第 5 条を改正。
- (5) 第 5 条の 2 を新設。

- (6) 第6条及び第7条を改正。
- (7) 別紙様式1及び別紙様式2を改正。

附 則 (平 19. 10. 26 一部改正)

この改正は、平成19年10月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条(相談窓口の開設)を削除。
- (2) 第7条第2項を改正。
- (3) 別紙様式1を削り、別紙様式2を別紙様式とする。

附 則 (平 24. 3. 14 一部改正)

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

(注) 改正条項は別紙様式。

附 則 (平 24. 11. 22 一部改正)

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を改正。
- (2) 第5条第1項第2号を改正。

附 則 (平 26. 6. 4 一部改正)

この改正は、平成26年9月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 標題を改正。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条第1号を改正し①～⑧を削除。
- (4) 第2条第8号を新設。
- (5) 第3条を改正。
- (6) 第4条(適正な情報の提供)を削除。
- (7) 第5条を改正。
- (8) 第5条第1項第4号から第8号を新設。
- (9) 第5条第2項を改正。
- (10) 第5条第3項を新設。

- (1 1) 第5条の2（会員の内部審査等）を削除。
- (1 2) 第6条を改正。
- (1 3) 第7条 第1項及び第2項を改正。
- (1 4) 第8条を新設。
- (1 5) 第9条を新設。
- (1 6) 別紙様式を削除。